

令和2年度杉並区入札・契約制度臨時的措置要綱

令和2年1月9日

杉並第52313号

(目的)

第1条 この要綱は、区民に品質と価格が優れた公共サービスを提供するための入札・契約制度の改革を進める中で、中長期的な担い手の確保と適正な履行の確保を図るとともに、公共調達の一翼を担う杉並区内の事業者の育成を図るため、臨時的措置（以下「臨時措置」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号。以下「規則」という。）、杉並区競争入札実施要綱（平成14年4月1日杉政経発第137号。以下「入札実施要綱」という。）及び杉並区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成24年3月22日杉並第65082号。以下「施工能力等審査型実施要綱」という。）で使用する用語の例による。

(区内事業者限定の特例)

第3条 契約担当者は、入札実施要綱第8条第2項の規定にかかわらず、予定価格500万円以上1億5,000万円未満の工事請負発注案件、予定価格500万円以上3,000万円未満の委託（賃借を含む。）発注案件及び物品購入発注案件を区内業者に限定する。ただし、業種により入札に参加することのできる区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるときは、この限りでない。

2 入札実施要綱第8条第2項第1号③の規定は、1億5,000万円以上5億円未満とし、区外業者の参加者数は、区内業者入札参加者数のおおむね1割とし、最低2社以上とする。

3 入札実施要綱第8条第2項第1号④の規定は、5億円以上とする。

(低入札調査基準価格を設定する案件の特例)

第4条 入札実施要綱第5条第1項の規定にかかわらず、低入札調査基準価格の設定は予定価格5,000万円以上の工事発注案件とする。

(最低制限価格を設定する案件の特例)

第5条 入札実施要綱第5条第3項の規定にかかわらず、予定価格130万円を超え5,000万円未満の工事発注案件については、最低制限価格を設定する。

(予定価格の事前公表の特例)

第6条 入札実施要綱第19条の規定にかかわらず、予定価格130万円を超え5,000万円未満の工事発注案件については、予定価格を事前公表する。ただし、入札の適正な実施のため必要と認める場合には、事後公表又は非公表とすることができる。

(施工能力等審査型総合評価方式の特例)

第7条 施工能力等審査型実施要綱第3条第1項の規定にかかわらず、施工能力等審査型総合評価方式の対象工事は、予定価格5,000万円以上の工事発注案件から選定する。ただし、共同企業体に対する発注工事を除く。

(契約担当者の責務)

第8条 契約担当者は、この要綱の臨時措置においても、規則、入札実施要綱及びその他の関係法令等に基づき、公共調達における入札・契約制度の透明性、公平性、公正性及び競争性を確保するため、その責務を負わなければならない。

(経理課長の責務)

第9条 経理課長は、この要綱の目的達成のために必要な行為を遅滞なく行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前における入札及び締結した契約は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。